

市立湖西病院企業管理規程第1号

湖西市病院事業会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程
を別紙のとおり制定する。

令和8年1月27日

湖西市病院事業管理者 大貫 義則



湖西市病院企業管理規程第1号

湖西市病院事業会計年度任用職員の給与等に関する 規程の一部を改正する規程

湖西市病院事業会計年度任用職員の給与等に関する規程（令和 2 年湖西市病院企業管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、1 月につき 3,000 円を支給上限とする。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。